

○藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱

昭和54年3月5日

教委告示第3号

改正 昭和55年4月28日教委告示第6号

昭和57年3月29日教委告示第4号

平成3年6月26日教委告示第4号

平成3年7月24日教委告示第5号

平成5年5月25日教委告示第5号

平成6年7月20日教委告示第2号

平成7年5月29日教委告示第5号

平成8年5月29日教委告示第1号

平成9年5月20日教委告示第1号

平成10年5月22日教委告示第2号

平成11年5月24日教委告示第1号

平成12年5月30日教委告示第1号

平成13年5月21日教委告示第2号

平成14年5月20日教委告示第1号

平成15年5月28日教委告示第2号

平成16年5月31日教委告示第2号

平成17年5月19日教委告示第1号

平成18年5月25日教委告示第2号

平成19年5月30日教委告示第2号

平成20年2月26日教委告示第3号

平成20年5月26日教委告示第6号

平成21年5月26日教委告示第3号

平成22年5月6日教委告示第1号

平成23年5月27日教委告示第1号

平成24年5月21日教委告示第2号

平成25年5月24日教委告示第2号

平成26年5月23日教委告示第4号

平成27年5月1日教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園型)(以下「園」という。)の設置者が、保育料等の減免をする場合に、藤岡市が行う私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の基準及び対象者)

第2条 市長は、園の設置者が、当該園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者(藤岡市に居住し住民基本台帳に登録されているもの)に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、別表第1及び別表第2に定める範囲内において補助を行うものとする。

2 保護者の世帯が別表第1及び別表第2のいずれにも該当する場合には、それぞれの表に定める減免額を比較し、当該保護者の負担がより軽減されることとなる額を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 補助を受けようとする園の設置者は、補助金交付申請書(様式第1号)により、次の書類を添付のうえ市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)

(3) 徴収している入園料、保育料の額を明らかにする書類(園則など)

(4) 減免措置方法(様式第4号)

2 保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書(写)を添付するものとする。ただし、本人の承諾により、担当課で税額の調査ができる場合には、証明書等の提出を免除することができるものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けた時は、補助金交付をするか否かを決定し、園の設置者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第5条 園の設置者は、減免措置を完了した後10日以内、又は3月31日までいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)、実施報告(様式第6号)を市長へ提出するものとする。

(保育料減免措置書類の保管)

第6条 補助金の交付を受けた園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした減免確認書(様式第7号)を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認める時は、前項の書類の提出を求めるこ

とができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に対し必要な事項は、教育委員会が指示する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年教委告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年教委告示第4号)

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成3年教委告示第4号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成3年教委告示第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年8月1日から適用する。

附 則(平成5年教委告示第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年教委告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年教委告示第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年教委告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年教委告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年教委告示第2号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年教委告示第3号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委告示第6号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表第1、別表第2、様式第2号、様式第3号及び様式第6号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年教委告示第3号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表第1、別表第2、様式第2号及び様式第6号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年教委告示第4号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の藤岡市私立幼稚園就園奨励

費・就園援助費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

補助対象経費及び補助限度額

区分	補助対象 経費	補助限度額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村 村民税が非課税となる世帯	合計額	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割が非課税と なる世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯		年額 6,000円	年額 154,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が 211,201円以上の世帯				

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額

町村民税の所得割課税額 が77,100円以下の世帯	211,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が211,200円以下の世帯	年額 185,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が211,201円以上の世帯	年額 154,000円	年額 308,000円

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。(100円未満を四捨五入とする。)ただし、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯は、在園月数により減額する。
 - (1) 当該年度入園料が支払われている場合
単価×(保育料の支払い月数+3)÷15
 - (2) 当該年度入園料が支払われていない場合
単価×(保育料の支払い月数)÷12
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から幼稚園、保育園、認定こども園及び特別支援学校の幼稚部に就園又は在籍している幼児すべてを多子軽減の算定対象人数とする。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)藤岡市長

園 名

代表者名

㊦

補助金交付申請書

年度幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金を、下記のとおり交付されるよう、藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 添付書類

- 1) 年度幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金に係る事業計画書
- 2) 保育料等減免措置に関する調査
- 3) 徴収している入園料・保育料の額を明らかにする書類(園則など)
- 4) 減免措置方法

様式第2号（第3条関係）

年度幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金に係る事業計画書

保育料減免措置階層区分	補助対象経費(A)	減免対象人員(B)	減免申請額 (A×B)	備 考
生活保護世帯	第1子 308,000円	人	円	
	第2子 308,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 308,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税非課税 市町村民税所得割非課税	第1子 272,000円	人	円	
	第2子 290,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 290,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子 115,200円	人	円	
	第2子 211,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 211,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子 62,200円	人	円	
	第2子 185,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 185,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子 6,000円	人	円	
	第2子 154,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 154,000円			
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
合 計		人	円	

様式第3号(第3条関係)

幼稚園保育料等減免措置に関する調書

①園児の氏名(男・女) (ふりがな)				②在園幼稚園名・認定こども園名		
平成 年 月 日生(満3・3・4・5歳児)				(平成 年 月入園)		
③ 保護者 氏名・ 電話 番号・ 住所	(ふりがな) 保護者名 (※1)			TEL()		
	住所(6月1日現在)藤岡市			番地		
	前住所(※1月1日に藤岡市に住所を有していなかった場合のみお書きください。)					
④園児の属する世帯の状況(6月1日現在)※園児と生計を共にする者について記入してください。						
家族の氏名 【該当園児は 除く】	生年月日 (満年齢)	性別	園児 との 続柄	兄弟姉妹の 状況(学年)	* 年度市民税 課税額	
					均等割額	所得割額
(※1)の方	M・T・S・H 年 月 日()	男・女			円	円
(※1)の方の配偶者	M・T・S・H 年 月 日()	男・女			円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
	M・T・S・H 年 月 日()	男・女		学校(園) 年	円	円
◎減免措置決定のために藤岡市職員が園児の世帯に係る税資料を閲覧することを承諾します。						
世帯主名			印			
上記①の者は、当園の在園児であることを証明します。						
年 月 日			園 名 園 長 名			
(あて先)藤岡市教育委員会			印			
その他						

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)藤岡市長

園 名

代表者名



年度藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金減免措置方法

年度藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金の方法を、下記のとおり行います。

記

1 減免措置方法

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)藤岡市長

園 名

代表者名

㊦

年度幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金に係る実績報告書

藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

- 1 藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費事業計画実施報告
- 2 保育料等減免措置対象園児一覧表

様式第6号（第5条関係）

1 藤岡市私立幼稚園就園奨励費・就園援助費事業実施報告

保育料減免措置階層区分	補助対象経費(A)	減免対象人員(B)	減免申請額 (A×B)	備 考
生活保護世帯	第1子 308,000円	人	円	
	第2子 308,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 308,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税非課税 市町村民税所得割非課税	第1子 272,000円	人	円	
	第2子 290,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 290,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子 115,200円	人	円	
	第2子 211,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 211,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子 62,200円	人	円	
	第2子 185,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 185,000円	人	円	
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子 6,000円	人	円	
	第2子 154,000円	人	円	特別措置対象
	第2子 154,000円			
	第3子以降 308,000円	人	円	特別措置対象
	第3子以降 308,000円	人	円	
計		人	円	
合 計		人	円	

様式第7号(第6条関係)

保育料の減免確認書

保護者氏名

④

幼児 にかかる入園料・保育料について、
の減免を受けたことを確認します。

円

年 月 日

園 長 様

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第6条関係)